

A chest film showed reticulonodular shadows suggesting the interstitial lung disease. A chest computed tomography showed multiple emphysematous pulmonary bullae in addition to the interstitial shadows. Mild airway obstruction was observed in pulmonary function tests, while subdivisions of lung volumes and capacities, namely the vital capacity, the functional residual capacity and the residual volume all increased. The static lung compliance also in-

creased to 0.35 l/cmH₂O.

The pathological findings obtained from trans-bronchial biopsy revealed both fibrosis and emphysema. We have reported this case because of the presence of the characteristic features in the pulmonary lesions with von Recklinghausen's disease regarded as co-existence of both emphysematous and interstitial changes.

「引用」についての豆知識

「引用」の範囲を超えて他人の著作物を、自身の著作物へ取り込む場合（“転載”）には相手方（著作権者・出版社）の許諾が要ります。（許諾の条件として著作権使用料を請求される場合もあります）但し、「引用」の条件を満たして利用する場合は自由に利用できます。

1. 「引用」の条件

- 1) その著作物が既に公表されていること。
- 2) 執筆上（自説の説明・展開、学説の批評などのため）その文章、図表を取り込み使用する必然性がないと認められないこと。
- 3) 引用しようとしている文章の長さや、図、表の数・量が客観的にみて正当な範囲にあること。
- 4) 原則として、改変を加えず、**原形を保持**すること。（改変使用の場合は、その旨の表示を必要とする）
- 5) 原著者の名誉や声望を害したり、原著者の意図に反した使用法をしないこと。（例えば、原著者が既に訂正・補足した学説を、ことさらに訂正・補足以前のかたちのまま引用し、あるいは引用して批評するなど）
- 6) 引用された文章、図表などがそれと判るよう明示すること。
- 7) 出所（出典）を引用個所に近接して明示すること。

2. 改変使用について

- 1) 原著者の意を害さない範囲で内容を要約しての使用、あるいは、外国語を日本語に訳しての使用は「引用」として認められている。この場合は「出所の明示」に加えて、さらに「…より改変（あるいは翻訳）」などの“ことわり”を入れることが必要となる。
- 2) 二つ以上の著作物を使用しそれを複合利用する場合は、出所の明示に加えて「…と…とより複合」などと、その旨付記する。
- 3) 著しい改変を加え、もはや「引用」とは認められない図表などの場合、それを新しい原図（表）とするか否かは、そこに盛られる表現上の creativity の問題であり、その判断は著者自身の学問的良心による。

「引用」かどうか疑わしい場合（特に書籍から利用する際には、まず原著の出版社に連絡されることをおすすめします。「出版権」設定に伴い出版社も複製の権利を所有しておりますし、著者が「著作権」の運用を出版社に委託している場合が通例となっております。

（上記は日本医書出版協会 発行の『著作権の知識—編集・執筆のために』より抜粋。発行所：電話 03-818-0160）

編集室